

日本セキュリティ・マネジメント学会 研究会規程

JSSM-2-700 2005.05.01 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の中で、セキュリティ・マネジメントの理論・技術・制度等に係わる研究活動を行う研究会について、必要な事項を定める。

第2条（研究会の設立）

研究会は、学会員3名以上の提案（別に定める申請書に、研究会名、責任者（主査）、提案者名、研究目的及び概要を記載）により設立申請が可能であり、研究部会がその受付を行う。

- 2．研究部会は、その内容を確認し常任理事会に提案する。場合により提案者が説明できる。
- 3．研究会は、常任理事会の承認をもって設立する。
- 4．研究部会は、設立した研究会について、理事会、総会で報告する。

第3条（構成、主査および幹事）

研究会は、学会員で構成し、主査および若干名の幹事をおくことができる。

- 2．主査、幹事を選任（内定）した場合は、研究部会、常任理事会に報告しなければならない。
- 3．辞任する場合は、原則として期末とし、その間は代行を置くことができる。
- 4．主査の選任に関しては、学界、本学会での発表、論文の提出等の活動実績を有する方、本学会で役職を努める方から選任することが望ましい。
- 5．研究会主査の就任について、常任理事会の承認を得、本学会会長が本人に委嘱する。
- 6．主査および幹事の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、研究会は役職が4年を越える場合は、活動の活性化のため、交代を原則とする。
- 7．主査、幹事の就任は、本学会HP等で公表する
- 8．研究会には、随時学会員以外の人参加を認める。

第4条（運営・報告）

研究会は、活動の活性化を図るため年間計画を作成するとともに、研究部会、総務部会、編集部会、事務局へ提出する。

- 2．研究会は、適宜、活動状況を総務部会、事務局、編集部会へ報告し、ホームページの更新、学会誌等への掲載を図る。
- 3．研究会は、研究した成果を積極的に、学会大会、学会機関誌で発表する。
- 4．研究会は、活動記録を、年度末（3月25日）に、研究部会、総務部会に報告する。
- 5．研究会または研究部会は、常任理事会へ研究会活動記録を提出するとともに、理事会、総会で報告する。

第5条（運営・経費）

研究会の運営に係る経費等の業務は、研究会に委ねる。

- 2．研究会運営に係る経費について、別に定めるところにより一定額学会が研究補助金を交付する。
- 3．研究会の発表者には、原則として謝金を支払わない。ただし、会員外の発表の場合はこの限りではない。
- 4．経費の徴収・支払いに関しては、研究会に委ねるが、会員を優遇する措置を講ずることが望ましい。

第6条（研究会の名称変更）

研究会の名称変更は、研究会内で検討し、主査または幹事が、研究部会に提出する。

- 2．研究部会は、名称変更の内容を確認し常任理事会に提案する。場合により提案者が説明できる。
- 3．研究会の名称は、常任理事会の承認をもって変更できる。
- 4．研究部会は、発足した研究会について、理事会、総会で報告する。

第7条（研究会の終了）

研究会の目的が終了し、またはその意義が喪失した場合は、研究会主査は、終了届（届出書は別途定める）を総務部会、研究部会へ提出する。

- 2．研究部会は、常任理事会に報告する。
- 3．年間での活動実績が無い場合、あるいはその活動内容が研究会の当初目的から著しく逸脱していると研究部会が判断した場合、常任委員会の承認のもと、研究会は終了と見なし、研究会への補助を打ちきる。

第8条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、研究部会の提案に基づき、常任理事会の審議を経て、理事会が決定する。

附則

この規程は平成17年5月1日から施行する。

（ 以 上 ）